

【問合せ】地方創生・総合戦略室
(田沢湖庁舎) ☎ (43) 3315

定 住・移住する子育て世帯などの住宅取得を支援します (次世代定住支援事業補助金)

市内に住宅を新築または建売住宅を購入する子育て世帯や45歳以下の夫婦の定住・移住を応援するため、①の補助金を交付します。

令和2年度内に住宅を取得する予定の方は、②の提出書類などにより、期限までに必要書類を提出してください。

提出書類は、仙北市ホームページ (https://www.city.semboku.akita.jp/egukite/jisedai_teijyu.html) に掲載しているほか、地方創生・総合戦略室、角館・西木地域センターに設置しています。



詳しくはこちら

① 補助金の額

補助対象	補助の種類	補助金額など	補助限度額
新築または建売住宅の取得	定住世帯	1世帯 40万円	1世帯 20万円
	移住世帯	1世帯 60万円	
	子育て加算	18歳以下の子どもや高校などに在学する子ども1人につき10万円	
	市内施工業者加算	市内施工業者が工事を行う場合10万円	

※この次世代定住支援事業補助金は、制度の運用期間が令和3年3月31日までとなっています。令和2年度内に工事が完了し登記が完了したものが対象となります。

② 提出書類など

着工・完成時期	提出書類	提出期限	添付書類
令和元年度に実施計画書を提出した方で、 令和2年3月31日以前に工事に着手し 、令和2年度内に工事が完了し登記が完了する方	交付申請書	令和2年4月1日以降 速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 定住誓約書(様式第2号) ▶ 世帯全員の住民票(世帯主と続柄を省略しないもの) ▶ 世帯全員の市区町村税の滞納がないことを証する書類 ▶ 世帯全員の戸籍の附票(移住世帯に該当しない場合は不要)
令和2年4月1日以降に工事に着手し 、令和2年度内に工事が完了し登記が完了する方	交付申請書	令和2年4月1日以降の 工事着手前に	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 工事請負契約書または売買契約書の写し ▶ 工事内訳明細書の写し ▶ 工事概要がわかる図(案内図、配置図、平面図など) ▶ 定住誓約書(様式第2号) ▶ 世帯全員の住民票(世帯主と続柄を省略しないもの) ▶ 世帯全員の市区町村税の滞納がないことを証する書類 ▶ 世帯全員の戸籍の附票(移住世帯に該当しない場合は不要)

タクシーの利用券を 給付します

【問合せ】社会福祉課
(西木庁舎) ☎ (43) 2288

仙北市障がい者(児)タクシー利用券給付事業

在宅の障がい者などの外出支援を図るため、タクシーの利用料金の一部として利用できるタクシー利用券を給付しており、令和2年度分の申請は4月より次の窓口で受け付けています。

●対象になる方/次のいずれかに該当する方

▼身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方

▼療育手帳Aをお持ちの方

▼精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

▼特定医療費(指定難病)受給者証の交付を受けている難病患者の方

※施設入所者は除く

●利用券について/500円券と100円券で、合計1万5千円分が給付されます。年度内であれば自由に利用できます。

●申請窓口/社会福祉課(西木庁舎)、田沢湖・角館地域センター、各出張所

●必要なもの/印鑑、障害者手帳または特定医療費(指定難病)受給者証

定 住補助金の1)案内

【問合せ】地方創生・総合戦略室
(田沢湖庁舎) ☎ (43) 3315

仙北市では、若者の市内定住、移住者の定住促進を図るための各種補助事業を行っています。補助金の交付を受けようとする方は申請が必要です。詳しくは仙北市ホームページ (<https://www.city.semboku.akita.jp/egukite/index.html>) または地方創生・総合戦略室にお問い合わせください。

新婚さんのアパートなどの家賃を一部助成します

●定住対策新婚世帯家賃助成金
夫婦ともに婚姻届出日に満50歳以下で届出から3年以内の新婚世帯が、市内の民間賃貸住宅に入居した場合、家賃の2分の1(月額上限2万円)を申請のあった翌月から助成。

市外から移住された方の定住を応援します

●定住促進奨励金
市外に5年以上在住していた方が仙北市に定住することを目的とし

て住宅を取得し、移住した場合、納めた固定資産税額相当額を、課税される初年度から3年度助成。
空き家の家財道具などを処分する費用を助成します

空き家家財道具等整理補助金

●仙北市空き家情報登録制度(空き家バンク)に登録した空き家の所有者に対し、売買契約が成立し家財道具などを処分する場合、処分費用の2分の1(上限10万円)を助成。

東京圏からのAターン就職を お考えの方へ

●移住支援事業費補助金
5年以上、東京23区在住または東京圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県)から東京23区に通勤していた方が、秋田県に登録されている対象法人に新規就業し、仙北市に転入する場合、移住支援金として世帯100万円、単身60万円を支給。

特 別弔慰金について

4月1日から第十一回特別弔慰金の請求が開始となります。請求受付は社会福祉課(西木庁舎)で受け付けますが、申請者の高齢化などを考慮

し、最寄りの地区での受け付けを6月中に予定しています。日程の詳細は6月1日号の広報でお知らせします。

【問合せ】社会福祉課
(西木庁舎) ☎ (43) 2288

農 地転用による農業振興地域除外・編入申請受付のお知らせ

【問合せ】農業振興課(西木庁舎) ☎ (43) 2206

農業振興地域内にある田や畑、一部の山林・原野などを農用地以外の用途(住居、工場、資材置場、駐車場など)に利用する場合は、農業振興地域からの除外手続きが必要となります。

農業振興地域農用地区域内から除外する場合は、次の除外の要件を満たしていることが必要となります。

●要件/
▼農用地区域以外に代替できる土地がなく、また事業規模に対して妥当な面積であること。
▼除外によって農地の集団性や、農作業の効率化に支障がないこと。

●申請受付期間
4月1日(水)～
5月8日(金)



建 設課の会計年度任用職員を募集します

【問合せ】建設課
(西木庁舎) ☎ (43) 2294

会計年度任用職員とは、元々の臨時職員のごとく、この度の地方公務員法の改正に伴い大きく制度が変わります。

●業務内容/建設機械運転員兼建設作業員
※大型特殊免許、車両系建設機械免許が必要。
●勤務地/建設課(西木庁舎)

●募集人数/1人
※募集の詳細は、ハローワークでご確認ください。

●募集期限/4月15日(水)17時まで
●申込方法/ハローワークの紹介状(ハローワークで交付)と履歴書を建設課へご持参ください(郵送不可)。
●選考方法/書類選考および面接

仙 北市集落集会所などの建築費および エアコン設置に係る補助について

【問合せ】総務課(田沢湖庁舎) ☎(43)1111

仙北市では、住民が行う集落集会所などの建築もしくは修繕などに対し、補助金を交付しています。令和2年度から、新たにエアコン設置に対しても補助金を交付します。

●補助対象者／自治会、町内会、集落会など

●補助対象事業・補助率・限度額／

補助対象事業	補助率	限度額
新築工事	実施金額の5分の1以内	120万円
増築、改築、改装、補修工事、または既存建物の取得	実施金額の2分の1以内	60万円
エアコン設置	実施金額の2分の1以内	10万円



※実施金額には、備品購入費、解体費、土地関係費、既設エアコンの撤去費・処分費を含みます。
※エアコン設置には、屋外で使用可能な冷風機などを含みます。
※トイレの水洗化かつ雑排水の浄化設備の施工を含む場合は、加算があります。
※財産区の区域内における集落集会所などの場合は、加算となる場合もあります。
※以前にこの補助金の交付を受けた場合は、5年を経過していることが条件となります。
●申請方法／総務課総務係に電話でお問い合わせください。
●募集期間／4月1日(火)～6月30日(火)
※先着順とし、予算を超えた時点で受付を終了します。
※募集期間後に予算が残っている場合は随時募集します。

国 国民年金からのお知らせ

【問合せ】市民生活課 国民年金係(角館庁舎) ☎(43)3316
大曲年金事務所(大仙市大曲通町) ☎0187(63)2296

令和2年度国民年金保険料について

令和2年度(令和2年4月から令和3年3月分まで)の国民年金保険料額は、**月額1万6540円**です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書で、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っています。

未納のまま放置されると、強制徴取の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方(※)の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除や猶予される制度がありますので、市民生活課国民年金係または大曲年金事務所にご相談ください。
※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主です。

国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入しなければなりません。しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人

の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校へ修業年限1年以上である課程)に在学する学生などで、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

＜所得のめやす＞
118万円+(扶養親族などの数×38万円)

国民年金保険料 学生納付特例申請の継続について

学生納付特例制度により、平成31年度に保険料納付を猶予されている方で、令和2年度も引き続き在学予定の方に、3月末に基礎年金番号などが印字されたハガキ形式の【国民年金保険料学生納付特例申請書】を送付しています。

同一の学校に在学されている方は、このハガキに必要事項を記入し返送いただくことで令和2年度の申請ができます(この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です)。

ただし、在学している学校などに変更がある方については、このハガキで申請することはできませんので、通常の申請書に在学証明書などを添付して申請してください。

仙 北市介護老人保健施設にしき園の 会計年度任用職員を募集します

【問合せ】にしき園(西木町門屋) ☎(47)3211

会計年度任用職員とは、元々の臨時職員のことで、この度の地方公務員法の改正に伴い大きく制度が変わります。

●募集職種・人数／介護員・2人
※募集の詳細は、ハローワークでご確認ください。

●申込方法／ハローワークの紹介状(ハローワークで交付)と履歴書にしき園へご持参ください(郵送不可)。

●選考方法／書類選考および面接

完 全予約制によるマイナンバーカードの 時間外交付を行います

【問合せ】市民生活課 市民係(角館庁舎) ☎(43)3307

写真付きのマイナンバーカードを申請し、お手元に発行通知書のハガキが届いている方を対象に、時間外でのマイナンバーカード交付を行います(交付は予約した方のみに限ります。また、時間外での交付窓口は角館庁舎のみとなっておりますので、あらかじめご了承ください)。

時間外での交付を希望する方は、各交付日の2日前までに電話でご連絡をください(マイナンバーカードの受け取り場所が田沢湖庁舎、西木庁舎になっている方についても、2日前までに連絡をいただければ角館庁舎で受け取りが可能です)。

マイナンバーカードの受け取りについては原則本人が来庁する必要があり、注意ください。

●時間外交付日時／4月8日、22日、5月13日、27日、6月10日、24日(毎水曜日) 17時15分～19時

●持参するもの／マイナンバーカード発行通知書のハガキ、本人確認書類(運転免許証、旅券、在留カードなどのうち1点。これらをお持ちでない方は、健康保険証または年金手帳(年金証書でも可)および「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載された書類(社員証、学生証、医療受給者証など) ●マイナンバーの通知カード(紛失している場合には、紛失届を記入していただきます)

●住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) ●印鑑

※詳細についてはマイナンバーカード発行通知書のハガキに記載されています。

春の 一斉クリーンアップ

4月19日(日) 午前6時～

各地区・各町内会の皆さまのご協力をお願いします。

場所
自宅周り、地区や町内の会館周り、沿道、側溝、桜木内川堤(角館地区)など

回収方法
次の日から通常のごみ収集とあわせて随時行います。
(ごみの収集曜日の関係で、「燃えないごみ」の回収が遅くなる地区もありますがご了承願います)
※平日の8時30分～16時30分までであれば「燃えるごみ」は北部ごみ処理センター、「燃えないごみ」は各地区の一般廃棄物最終処分場へ直接搬入しても結構です。その際は、必ずクリーンアップのごみとお伝えください。
※当日に実施できない場合は地区の事情に合わせて変更可能ですが、4月19日以外に開催する場合は収集業者との調整などがありますので、市民生活課までご連絡をお願いします。
※家電や粗大ごみを発見した場合はご連絡をお願いします。
※作業中の事故などには十分ご注意ください。

集め方
「燃えるごみ」と「燃えないごみ」を別々のごみ袋に集め、地区・町内のごみ集積所に出してください。
使用する袋は市指定のごみ袋のほか、スーパーのレジ袋でも結構ですが、使用する袋には必ず「クリーンアップ(〇〇町内)」と大きく書いてください(未記入のものは回収しません)。ただし、肥料袋は使用しないでください。

【問合せ】市民生活課(角館庁舎) ☎43-3308